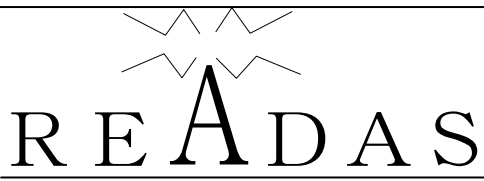


第 5129 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 12月 16日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 2年前納した国民年金保険料

Q：平成26年4月から国民年金保険料を2年前納することができるようになりましたが、この場合の社会保険料控除はどうなりますか？

A：納めた年に全額控除する方法と、各年分の保険料に相当する額を各年において控除する方法を選択することができます。

【解説】

国民年金保険料を2年前納した場合の社会保険料控除は、①納めた年に全額控除する方法と、②各年分の保険料に相当する額を各年において控除する方法を選択することができます。

いずれの方法においても、年末調整で社会保険料控除を受けるためには、日本年金機構から発行された社会保険料控除証明書を給与所得者の保険料控除申告書に添付して、会社等へ提出又は提示しなければなりません。②の方法を選択しようとするときは、社会保険料控除証明書には、前納分を含め、その年に納付された保険料の総額が記載されていますことから、所得者自ら計算した各年の「社会保険料（国民年金保険料）控除額内説明細書」を作成して、その社会保険料控除証明書と併せて、給与所得者の保険料控除申告書に添付して、会社等に提出しなければならないこととなっています。

